

改正

平成28年1月27日告示第11号

令和5年11月27日告示第222号

志木市まちづくり推進バンク要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 志民力人材バンク（第3条—第8条）

第3章 いろは楽学塾（第9条—第12条）

第4章 ボランティア便利帳（第13条—第15条）

第5章 雑則（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、志木市市民協働推進条例（平成20年志木市条例第31号）の基本理念にのっとり、更なるまちづくりの推進を図るため、志民力人材バンク、いろは楽学塾及びボランティア便利帳（以下「まちづくり推進バンク」と総称する。）に関し必要な事項を定めることにより、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「志民力人材バンク」とは、市政の運営又はまちづくりの推進を図るための活動に関心と熱意を有する個人を登録することにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員、志木市地区まちづくり会議設置要綱（平成26年志木市告示第27号）第1条に規定する地区まちづくり会議の委員、まちづくりの推進を図るための行事の企画及び運営に携わる者等として当該個人の活用を図ることを目的とした制度をいう。

2 この要綱において「いろは楽学塾」とは、生涯学習及びボランティア活動の推進に関心と熱意を有する個人及び団体を登録し、これらを研修の講師等として活用することにより、市民の学習及び文化活動その他の諸活動への支援を図ることを目的とした制度をいう。

3 この要綱において「ボランティア便利帳」とは、市内においてまちづくりの推進を図るための活動を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活

動法人、ボランティア団体その他これらに類する団体を分野別に登録し、当該活動に参加する意欲のある市民に対しその情報を提供することにより、まちづくりの推進に資する人材の確保を図ることを目的とした制度をいう。

第2章 志民力人材バンク

(登録資格)

第3条 志民力人材バンクに登録することができる者は、市の区域内に住所を有する者、その他これに準ずる者として特に市長が認める者であって、次に掲げる者以外の者（以下「市内居住者」という。）とする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者
- (4) 営利活動を目的とする者

(登録手続)

第4条 志民力人材バンクに登録しようとする者は、志民力人材バンク登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、志民力人材バンク登録決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者(以下この章において「登録者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、必要と認める事項を志民力人材バンク登録台帳(第3号様式)に記載するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 登録者は、登録事項に変更があったとき又は登録を解除しようとするときは、速やかに志民力人材バンク登録変更等届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が前条の規定による解除の届出をしたとき。
- (2) 登録者が第3条各号に掲げる者となったとき。
- (3) 登録者としてふさわしくない非行があったとき。

(4) その他登録を抹消する必要があると認めるとき。

(登録の有効期間)

第7条 志民力人材バンクの登録の有効期間は、登録をした日からその日の属する年度の翌年度(市長が別に定める期間に登録をした場合にあつては、その日の属する年度)の末日までとする。

(登録者の活用)

第8条 登録者を活用しようとする課等は、志民力人材バンク利用申請書(第5号様式)を市民生活部市民活動推進課長(以下「課長」という。)に提出するものとする。

2 前項の規定による申請をした課等は、その活用しようとする登録者との交渉その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 いろは楽学塾

(事業)

第9条 いろは楽学塾の事業は、次のとおりとする。

(1) 10人以上の市内居住者で構成された団体からの申請に応じ、当該団体の主催する催し等において、市内の事業所のうちいろは楽学塾に登録をしたものの従業者が、その業務により修得した知識、技能等を提供する事業(以下「いろは楽学講座」という。)

(2) 5人以上の市内居住者で構成された団体からの申請に応じ、当該団体の主催する催し等において、いろは楽学塾に登録をした生涯学習及びボランティア活動の推進に関心と熱意を有する市内居住者又は市内を拠点に活動している団体が、修得した知識、技能等を提供する事業(以下「市民アカデミー」という。)

(準用)

第10条 第4条から第7条までの規定は、いろは楽学塾について準用する。この場合において、これらの規定中「志民力人材バンク」とあるのは、「いろは楽学塾」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(受講手続)

第11条 いろは楽学塾の受講をしようとする団体は、当該受講日の2週間前までに、いろは楽学講座にあつてはいろは楽学講座受講申請書(第6号様式)を、市民アカデミーにあつてはいろは楽学塾市民アカデミー申請書(第7号様式)を課長に提出しなければならない。

2 課長は、前項の規定による申請があつたときは、いろは楽学塾の登録をした者及びこれを受講する団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(受講費用)

第12条 いろは楽学塾の受講に係る費用は、無料とする。ただし、原材料費その他受講に係る実費は、受講する団体において負担する。

第4章 ボランティア便利帳

(登録資格)

第13条 ボランティア便利帳に登録することができる者は、市内を拠点としたボランティア活動その他まちづくりの推進を図るための活動を行っている団体（第3条各号に規定する目的を有するものを除く。）とする。

(準用)

第14条 第4条から第7条までの規定は、ボランティア便利帳について準用する。この場合において、これらの規定中「志民力人材バンク」とあるのは、「ボランティア便利帳」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(利用手続)

第15条 ボランティア便利帳を利用しようとする者は、その旨を課長に申し出なければならない。

第5章 雑則

(情報の取扱い)

第16条 まちづくり推進バンクにおける情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号）の規定を遵守しなければならない。

(庶務)

第17条 まちづくり推進バンクに関する庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり推進バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第11号）

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（令和5年11月27日告示第222号）

この告示は、公布の日から施行する。